

山梨県公報

第千三百九十六号

平成十五年

七月三日

木曜日

目次

告示

土地収用事業の認定(二件).....	四〇七
道路の区域変更.....	四〇八
使用料の収納事務の委託.....	四〇九
公告	
職業訓練指導員試験の実施.....	四〇九
土地改良区役員の退任及び就任.....	四一一
教育委員会	
博物館の登録.....	四一二
公安委員会	
遊技機の型式の検定.....	四二二
正誤	
平成十五年四月十七日付け第千三百七十五号中.....	四四四

告示

山梨県告示第三百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下、「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

山梨市

二 事業の種類

山梨市山梨児童センター建設事業

三 起業地

収用の部分 山梨市大字正徳寺字若宮地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

山梨市山梨児童センター建設事業(以下「本事業」という。)(は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定されている児童厚生施設(児童館)の建設事業であり、法第三十二条二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 起業者は、市内にある七つの小学校地区に一つずつ児童館を設置することとしており、本事業は、その三箇所目となる事業である。児童の健全な育成を図り、その健康を増進し、地域の保護者が安心して子育てができるよう支援するため、児童館を建設するものであることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利用者の利便性、経済性、交通の安全性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、児童館の設置運営要綱(平成二年八月七日付け厚生省発児第百二十三号厚生事務次官通知)等から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としており、認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、山梨市第六次長期総合計画に位置付けられた事業であるとともに、山梨地区住民等で構成される山梨小学校教育環境整備委員会の中でも児童館建設の要望が出されており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4まで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
山梨市役所福祉事務所

山梨県告示第三百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

勝山村

二 事業の種類

勝山村公共施設駐車場建設事業

三 起業地

収用の部分 南都留郡勝山村字西曲り松地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

勝山村公共施設駐車場建設事業（以下「本事業」という。）は、複合的な公共施設である勝山ふれあいセンターの利用者のための駐車場整備事業であり、法第三十三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、建築工事費については既に財政措置を講じ、用地補償費については先行取得する山梨県土地開発公社に支払つため、平成十六年度以降に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 勝山ふれあいセンターは、コミュニティホール、トレーニングルーム、研修室（伝統工芸室等を備えた複合施設であり、YLO会館の老朽化等に伴い、その機能及び規模を充実させて同敷地に建設するものである。本事業は、勝山ふれあいセンター建設によりYLO会館の駐車場としていたスペースが無くなること、従来の駐車台数は少なく路上駐車等施設利用に不便を来していたこと、機能及び

規模の充実により、より多くの利用者が見込まれること等から、新たに駐車場を整備するもので、利用者の利便性の向上が図られ、及び交通の安全が確保されることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。
(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利用者の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、予想駐車台数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地として認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、YLO会館の老朽化等により新築される勝山ふれあいセンターの利用者のために駐車場を整備する事業であり、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

勝山村役場総務課

山梨県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 富士吉田山中湖自転車道線

三 道路の区域

区 間	南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四七九番の一一一地先から 南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四七九番の二地先まで	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新	旧	一五・〇	三・四五	四〇〇・〇
			四〇〇・〇	四〇〇・〇

山梨県告示第三百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十五年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 委託の相手方
甲府市下飯田一丁目十三番二十三号 財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る使用料
パーキングチケット発給設備の使用料
- 三 委託の期間
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

公 告

● 職業訓練指導員試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十五年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
- 1 次の職種について学科試験を行う。
機械科、電子科、和裁科及び建築科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許 職種	学 科 試 験 の 科 目
----------	---------------

機械科	一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（N C工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法） 2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規
電子科	一 系基礎学科 1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論） 2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法） 3 電気及び電子機器（電気機器、電子機器） 4 材料（電気材料、電子部品） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理） 2 機器設備（端末設備、伝送交換設備、ネットワーク） 3 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御） 4 工作法（電子機器の組立て、修理及び調整法）	
和裁科	一 系基礎学科 1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） 2 縫製法（縫製法、縫製用材料） 3 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） 2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）	

<p>建築科</p> <p>一 系基礎学科</p> <p>1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規）</p> <p>2 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>二 専攻学科</p> <p>1 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画）</p> <p>2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算）</p> <p>3 材料（建築用材料）</p>
--

- 3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）に対して、指導方法のみの試験を行う。
- 二 受験資格
 - 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - 一 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
 - 二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
 - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除

実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

<p>全職種共通</p> <p>免除を受けることができる者</p> <p>免除の範囲</p>	<p>免除職種に関し、一級技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p> <p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>	<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p> <p>実技試験の全部</p> <p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る）</p>
--	--	--

<p>省令別表第十一の三に掲げる免許職種</p>	<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p> <p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p> <p>実技試験の全部</p> <p>学科試験のうち指導方法</p>
--------------------------	---	--	--	---

- 四 試験の日時及び場所
 - 1 日時 平成十五年九月五日（金）午前九時
 - 2 場所 塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校
- 五 受験手続
 - 1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真一枚（ライカ判とし、

申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを、申請書及び受験票（控）にはり付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先

塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校（郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。）

4 申請書類の提出期間

平成十五年七月一日（火）から同月十八日（金）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成十五年七月十八日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合格発表

平成十五年十月三日（金）に合格者氏名を山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。

七 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便でする場合は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、百四十円切手をはり付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

2 各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前であっても申請の受付を打ち切ることがある。

3 受験に対する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。

4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校（塩山市上於曾千三百八番地（電話〇五五三 三二一 五二〇二））に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、若草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十五年七月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	塩澤 佳文	南アルプス市藤田二〇九の五番地	平成十五年六月五日
同	清水 勝則	同 下今井六六〇番地	同
同	石川初太郎	同 十日市場一八九四番	同
同	時田 昭吾	同 寺部二〇四番地	同
同	上野 義正	同 下今井四八七の七番	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小池 正夫	南アルプス市十日市場二〇一三番	平成十五年六月六日
同	市川 元就	同 鏡中條四六四番地	同
同	深沢 高敏	同 加賀美二二三番地	同
同	河西 久	同 十日市場一八四八番	同
同	田中 勲	同 寺部一九六八の一番	同
同	上野 廣	同 下今井六〇六番地	同

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成十五年七月三日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

- 一 登録年月日
平成十五年六月十六日
- 二 記号番号
梨博 第二十号
- 三 設置者の名称及び住所
財団法人 堀内浩庵会
山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号
- 四 名称
富士山美術館
所在地
山梨県富士吉田市新西原五丁目五五九七番地一〇三

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年七月二日までとする。
平成十五年七月三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

型式の概要

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社ラスター 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東四丁目一三番一―号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ハオウノ ブナガ	株式会社ラスター	三四〇二七
株式会社ラスター 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東四丁目一三番一―号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ガンダム タイプB	株式会社ラスター	三四〇二七二
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR信長	株式会社藤商事	三〇〇三四一
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR信長	株式会社藤商事	三〇〇三五七
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR信長	株式会社藤商事	三〇〇三八六
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR信長	株式会社藤商事	三〇〇三三八

株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ヤジキタ ドウチュ ウキX	株式会社 ミズホ	三四〇二八九
株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CRコブ RAMA7 ン	株式会 社 ニューギ ン	三〇〇四〇〇
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CR海で すVS	株式会 社 ソフィア	三〇〇四一七
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CR海で すGS	株式会 社 ソフィア	三〇〇四一五
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CRスー パーおば けらんど GS2	株式会 社 ソフィア	三〇〇三八一

株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CRスー パーおば けらんど VS2	株式会 社 ソフィア	三〇〇三八四
株式会社タイヨー 代表取締 役 久木文男 東京都品川区東五反田一丁目 六番三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ワンダー レオンX	株式会 社 タイヨー	三四〇二六六
株式会社タイヨー 代表取締 役 久木文男 東京都品川区東五反田一丁目 六番三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ラッキー パレード	株式会 社 タイヨー	三四〇二九九
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	バクフウ	株式会 社 オリンピ ア	三四〇三〇一
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	シママス メ	株式会 社 オリンピ ア	三四〇三一一
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ジェロニ モンS	株式会 社 オリンピ ア	三四〇二六三
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ドロンジ ヨニオマ カセ	株式会 社 オリンピ ア	三四〇三三〇
株式会社大都技研 代表取締 役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番 九号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ヨシムネ	株式会 社 大都技研	三四〇三二七

高砂電器産業株式会社 代表取締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	高砂電器産業株式会社	三四〇二九五
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二丁目二番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	奥村遊機株式会社	三〇〇三六一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	サミー株式会社	三四〇三三三
	ファイヤードリフト		
	CRまい ちんぐ マチコ先生 F		

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年四月十七日山梨県告示第二五五十五号(保安林の指定の予定)

二四六

上

終わりから一〇行目と九行目の間に次のように加える。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。